

1. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、学位論文及び通常の授業内における学生の発表等における不正行為のうち、近年最も頻繁に問題となる「剽窃 (plagiarism)・盗用」(以下剽窃) について、一応の定義及びその回避方法を述べるものである。

剽窃行為が発見された場合は、以下の通り、法学研究科の「神戸大学大学院法学研究科学生の試験等における不正行為に関する内規」(以下「本内規」という。) 及び「[神戸大学の学生懲戒規則](#)」に基づき、当該行為の態様や不正の程度に応じた厳重な処分が下される。

神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の試験等における不正行為に関する内規

第1条 この内規は、博士課程における法学研究科規則第20条第2項に定める筆記試験等に関し、その不正行為の取扱いについて定める。

(不正行為の取扱い)

第2条 学生が、単位認定に関する筆記試験、レポートの提出、その他の場合において不正行為を行った場合には、当該学期に履修登録した全科目の成績を不可とする。ただし、法学研究科規則別表第1及び別表第2に掲げる演習については、教育上の配慮に基づき、不可としないことができる。

2 前項の学生は、反省文を提出しなければならない。

(懲戒との関係)

第3条 前条の適用は、神戸大学学生懲戒規則に基づく懲戒を妨げない。

神戸大学学生懲戒規則 (抜粋)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ 本学の施設及び設備を利用すること(本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。)

ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

(3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

さらに、剽窃行為を含む不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、[「神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則」](#)に基づく調査等を経て、[「神戸大学学位規程」](#)第 22 条第 1 項に基づき、その学位を取り消すこととなる。

神戸大学学位規程（抜粋）

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し）

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2. 剽窃とは何か

剽窃（plagiarism）とは、「他人の作品や論文を盗んで、自分のものとして発表すること」（デジタル大辞泉引用）、あるいは、「他人の作品またはアイデアを流用しそれを自己の作品またはアイデアであると偽ること（the practice of taking someone else's work or ideas and passing them off as one's own.）」（New Oxford American Dictionary）と定義される。言い換えると、他人の創作的（学術的）活動の最終的成果や、他人の創作的（学術的）活動の暫定的な成果を、あたかも自分が生み出した成果であるかのように他者に向けて示すことが、剽窃である。

3. 剽窃はなぜ問題か

一般に、剽窃が大学院において不正行為であると評価されるのは、剽窃が行われることによって、剽窃を行った学生の学術的な達成度を正しく評価することができなくなる（多くの場合、学生の本来の達成度を超えた評価が行われてしまう）からである。例えば、A さんが 2016 年度に B 教授の授業で提出し高い評価を得たレポートのテキストデータをもらって、C さんが同じ内容を自分のレポートとして 2018 年度の D 教授の授業で提出したとする。この場合、D 教授は C さんが優れた内容のレポートを作成する能力がありまた実際に作成すべく努力した、と評価することになる。しかし、実際には、C さんは（A さんからデータをもらうための努力があったとしても）自分でこのレポートを作成したわけではなく、このレポートの内容に見合う能力及び努力、及びその成果が

あったと評価されるべきではない。

剽窃は、知的財産権の侵害と重なることがあるものの、それとは区別される。知的財産権の侵害は、知的財産権が存在し、また、その利用につき権利者の許諾がない場合に、成立する。しかし、剽窃は、知的財産権が成立しないアイデア（すなわち、表現の域に達していないもの）の盗用についても成立するし、権利者の許諾がある場合（例えば、上記の例において A さんが C さんにレポートの内容の使用を許諾した場合）にも成立する。

剽窃は、出版倫理の問題（これについては、例えば、COPE のホームページ (<https://publicationethics.org/>) 参照) と重なることがあるものの、それとは区別される。出版が行われない学位論文や授業における報告レジュメ等においても、剽窃は問題となる。

4. 不正行為一般と剽窃の関係

剽窃は、不正行為の一つに過ぎない。不正行為としては、他に、いわゆるカンニング（試験会場における他の受験生の答案の内容の取得及び利用等）、データの捏造、自分がかつて執筆した論文の流用、執筆者の不正表示、いわゆる替え玉受験等が存在する。剽窃以外の不正行為も犯すことが無いよう、注意すべきである。

なお、特定のないし少数の作品またはアイデアのみにその大部分を依拠する研究報告や論文は、引用部分を明示しておけば剽窃の問題はなくなるとしても、オリジナリティがないとみなされて、学術的評価が低くなることに注意すべきである。

5. どのようにすれば剽窃は防げるのか

剽窃、または剽窃の疑いを回避するためには、他人の作品またはアイデアを引用する際に、必ず、どの作品またはアイデアのどの部分を引用したのか、誰が見てもわかる形で明記しなくてはならない。

具体的には、島村健「環境条約の国内実施——国内法の観点から」『論究ジュリスト』7号（2013年）を参考に示す。

(1) 原則として、引用元の表現をそのまま引用すべきであり、その際には、必ず括弧書きにして、出典をページ（場合によっては、節番号・欄外番号等）単位で示す。

本特集においてバーゼル条約の国内実施の分析を担当する鶴田順は、かつて次のような指摘をしている—条約と国内実施法の不一致は、それ自体において克服されるべき

対象として捉えられるべきものではなく、むしろそれは、条約の側が、条約との間でズレが生じている国内法規範を「締約国会議において継続的に回収・検討することで、条約定立後の多様な条約実践から『学習』し、条約の現実適合性を確保するために自己修正を図る」プロセスの中に位置づけられるべきである。これは、枠組条約方式のもとでの「条約実践の動態過程」において、締約国における条約実践から国際交渉へのいわば上向きのインプットの可能性に着目するものである（注16）。

（注16）鶴田順「国際環境枠組条約における条約実践の動態過程」城山英明 = 山本隆司編『環境と生命』（東京大学出版会，2005年）207頁（210頁）。

(2) 表現をパラフレーズして（言い換えて）引用する際にも、出典をページ（場合によっては、節番号・欄外番号等）単位で示す。引用範囲が広範にわたる場合は下記の例のように「■頁以下」という表現を用いても構わない。

（例）わが国においては、条約に署名し批准をするまでに、条約上の義務について、漏れがないよう国内法令に転換する準備を完了しておくという実務が定着しているという（注9）。

（注9）参照，松田誠「実務としての条約締結手続」新世代法政策学研究10号（2011年）301頁以下。

(3) 他人のアイデアや他人から取得した情報についても、元々の発案者や情報源を明らかにする。

（例）なお，原子力安全規制に関しては，性能規定化された規制基準に対して容認可能な仕様等について，学協会規格を規制当局が技術評価しエンドースしてきたが，学協会規格の策定にあたっては，諸外国の基準のほかIAEA基準も考慮されている（以上の情報は，小林友彦氏に負う）。

なお以上のガイドラインは基本的に法学分野に関するものであり、他の分野（政治学、国際関係論など）については担当教員に確認するのが望ましい。

英語により論文を執筆する際には参考文献（英語のもの）を参照するとよいであろう。Lipson(2008)には主要な引用の形式（シカゴ、APAなど）についての簡易な解説も掲載されているので参考になる。

【参考文献】

神戸大学大学院国際協力研究科教務委員会「神戸大学国際協力研究科剽窃・盗用防止

ガイドライン」 <http://www.gsics.kobe-u.ac.jp/students/files/110829GavoiPlaJA.pdf>

神戸大学大学院国際協力研究科教務委員会「GSICS Guidelines for Avoiding Plagiarism*」
<http://www.gsics.kobe-u.ac.jp/en/students/files/110829GavoiPlaEN.pdf>

Amanda Runyon, The University of Michigan Law Library, How to Detect Plagiarism.
<http://libguides.law.umich.edu/c.php?g=38132>

Oxford Academic, Publication Ethics. <https://academic.oup.com/journals/pages/authors/ethics>

Charles Lipson, *Doing Honest Work in College: How to Prepare Citations, Avoid Plagiarism, and Achieve Real Academic Success [Third Edition]*. (University of Chicago Press, 2019).